

資料概要

※令和6年度事業において翻刻・
現代語訳作業をおこなった資料
についての概要説明ページです。



<古文書資料>

#2-C-38 星見様

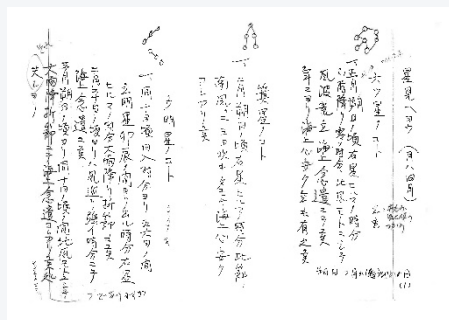
#2-11 多良間往復文書控(三)

#2-27 六諭衍義 (光緒三年丁丑十一月吉日寫之)

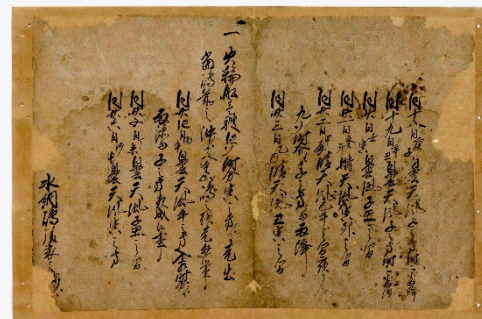
#3-47 琉歌いろは

#3-48 狂言 悪坊

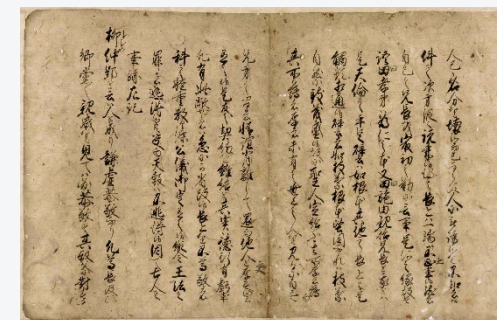
#3-56 狂言 犬山伏



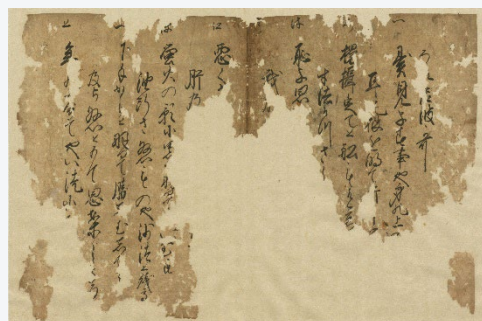
#2-C-38 星見様



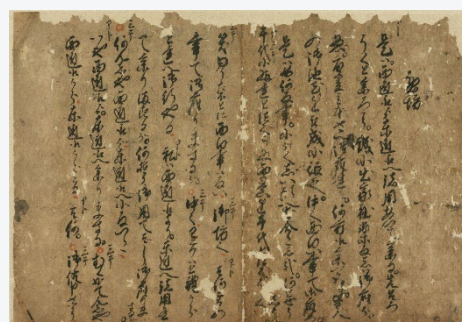
#2-11 多良間往復文書控(三)



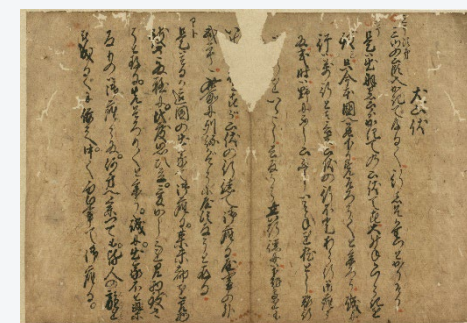
#2-27 六諭衍義
(光緒三年丁丑十一月吉日寫之)



#3-47 琉歌いろは

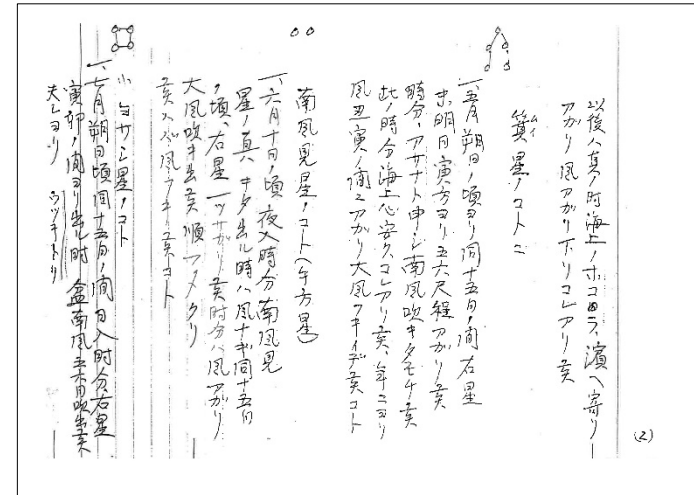
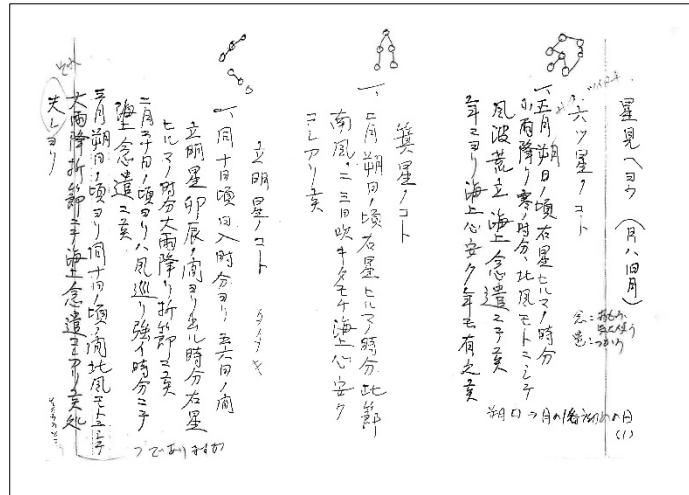


#3-48 狂言 悪坊



#3-56 狂言 犬山伏

#2-C-38 星見様

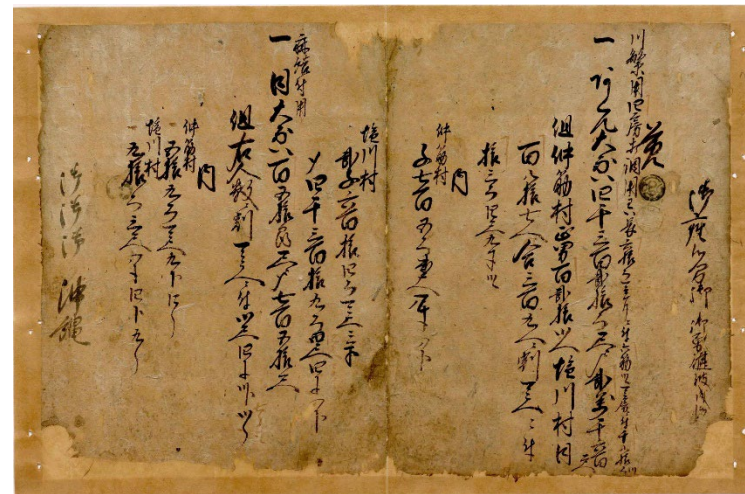
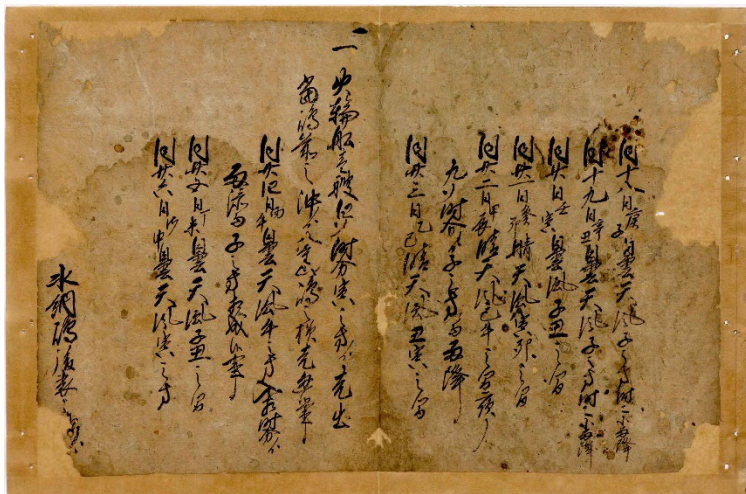


本史料は、星の出現時期と天気（主に風）および航海の安定に関する情報が記載されている。また「風見様」という項目も含まれている。

本史料は、直接的に多良間島に関わる内容であるか検証が必要であるが、近世琉球における天気や、天気に関わる認識・知見の実態や観念を理解するうえで重要な史料である。



#2-11 多良間往復文書控(三)



本史料は『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』（1986年）において、「多良間往復文書控」三として収録されている。ただし、上記に収録された翻刻文の表題は「多良間往復文書控」三であるが、史料内容を検討した結果、今後は「多良間島番所日記」（多良間往復文書控）三、とするのが適切である。

今回、古文書原本（カラー画像）を元に翻刻史料の全文を再検討した結果、かなりの部分において誤植や誤読を訂正し、新たに史料原文を作成した。一例をあげると、『多良間村史』では、「はせを小ない拾尋」とあるが、「ない」は「なハ」（縄）の誤植（あるいは誤読）である。史料本文を訂正することによって、「はせを小なハ（芭蕉小縄）10尋」となる。

→→次頁へ



→→続き

- 史料概要

資料名：「多良間往復文書控」三』

資料の作成年代：明治16年（1883）から明治20年（1887）

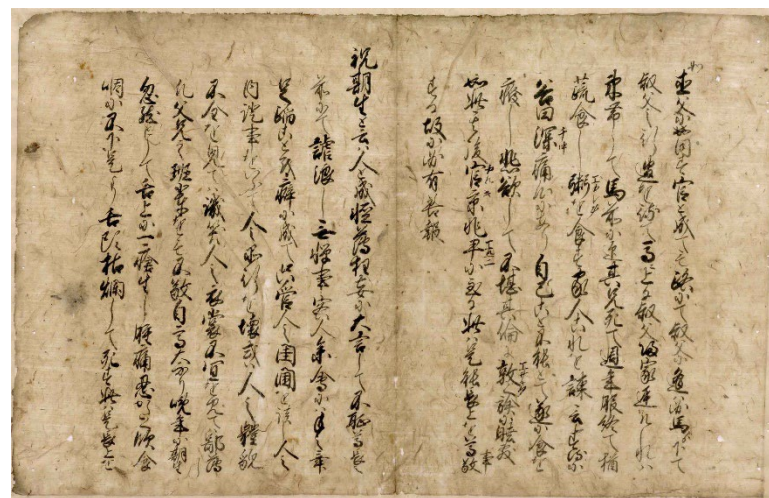
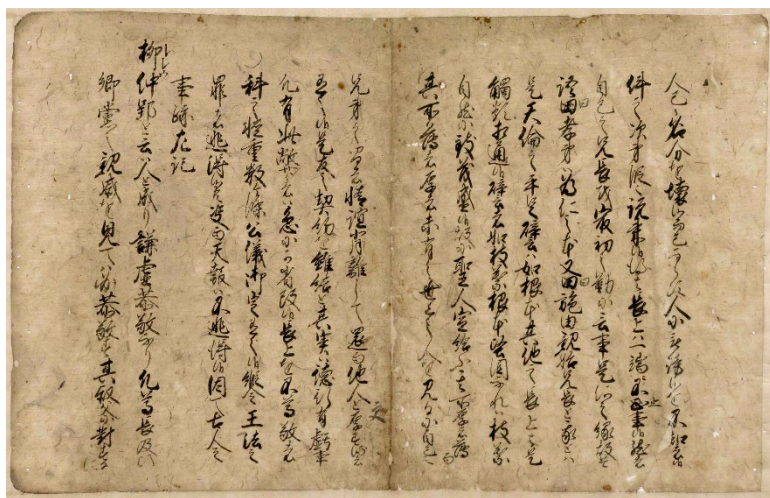
作者：不明

筆者：不明

史料の概要：本史料は、多良間島番所が明治16年（1883）正月18日から明治20年（1887）8月までの約4年間に記録したものである。明治12年（1879）の琉球処分（沖縄県の強制的設置）以降の多良間島の行政や社会生活が判明する。琉球国時代の税制や社会慣行は基本的に変更されずに続いていたが、新たな歴史的な動向として、勸業博覧会への出品に関する記事や役人（巡査）らが多良間島を訪れていたことなどが記録されている。他方、琉球国時代にさかのぼる虫払いの行事（サビ去り）などは継続して行われていた。



#2-27 六諭衍義 (光緒三年丁丑十一月吉日寫之)



02-27『六諭衍義』は多良間島に複数伝わる「六諭衍義」の中のひとつである。完本ではないが、今後の「六諭衍義」を翻刻、研究する際の足がかりとなる作業といえる。翻刻に際しては『六諭衍義(琉球板)』阪巻・宝玲文庫（ハワイ大学所蔵）HW622を参考とした。翻刻では、見せ消ち、ルビ、判読不明文字なども入力した。特に見せ消ちやルビは、写本の系統を理解する助けになり、ルビは当時の「読み」を確認するため（琉球諸語や言語の発音を含む）に重要な資料となる。また、最後の丁に描かれていた図についても翻刻した。

現代語訳の入力作業は逐語訳ではなく、六諭衍義の内容が伝わりやすいように、内容を「大意」という形で現代語訳した。「大意」は、項目ごとに示し、なるべく丁をまたがないように示した。また、漢詩の部分は訓読と大意と両方示した。

→→次頁へ



→→続き

資料名：『六諭衍義』

資料の作成年代：光緒3年（1877年・丁丑の年）11月

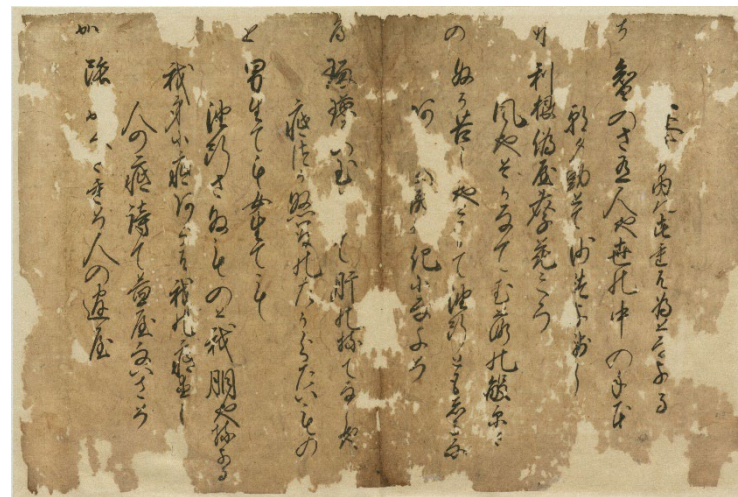
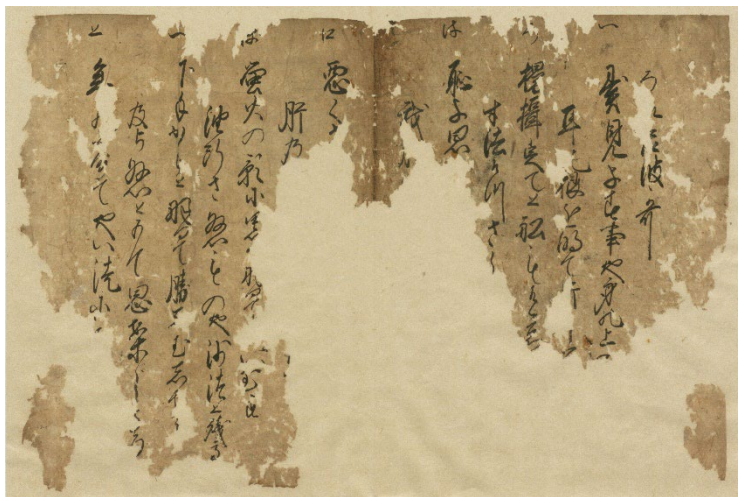
作者：鄭順則

筆者：未詳

資料の概要：本資料は、「六諭衍義」の琉球版である。完本ではなく、前半が欠落しており、「聖諭第二条」の後半から「聖諭第四条」までが収録されている。すなわち、項目としては「尊敬長上」の後半の一部、「和睦郷里」「教訓子孫」の3つが収録されている事になる。また、本書には他の六諭衍義には見られない図が最後の丁に記されていた。この図についても翻刻し、示した。今後の諸本との関係がわかる内容である。資料は完本ではなかったが、今回の翻刻から琉球王国末期の写本であることと、多良間に伝わる他の「六諭衍義」との関係が今後明らかにすることができると思われる。



#3-47 琉歌いろは



03-47『いろは歌』は、01-01『伊呂波哥・異見口説』と関連する資料である。完本ではないが、01-01『伊呂波哥・異見口説』を参考とし、翻刻を行った。翻刻では、見せ消ち、ルビ、判読不明文字なども入力した。

現代語訳の入力作業はそれぞれの琉歌に合わせて現代語訳を示した。

→→次頁へ



→→続き

【史料概要】

資料名：『いろは歌』

資料の作成年代：同治4年（1865年）昭和8年（原本の筆写年代は雍正4（1726）年）

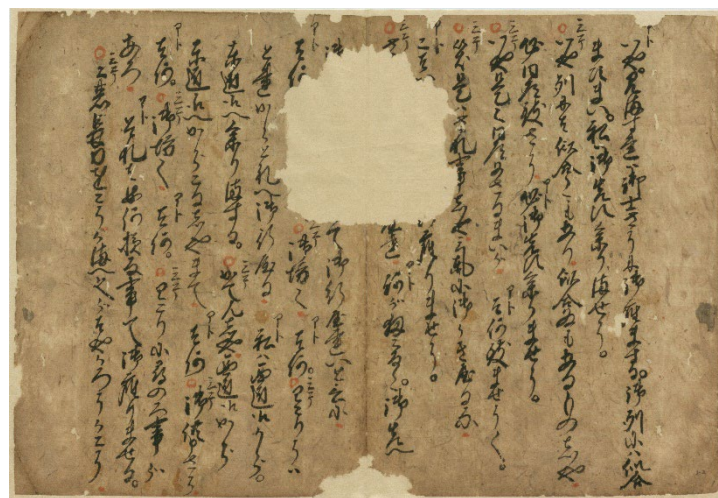
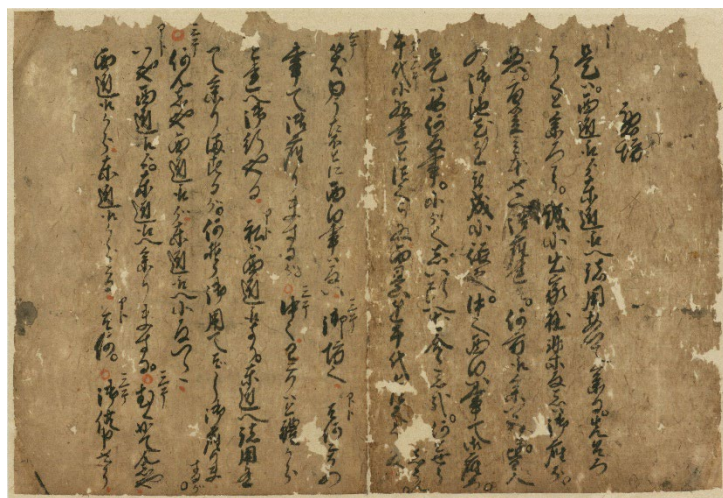
作者：鄭順則か

筆者：下地にや

資料の概要：本資料は欠落が多いが、「01-01 いろは歌・意見口説 雍正4年」と関係がある資料である。内容は鄭順則作と伝わっている「いろは歌」が綴られている。各歌にひらがなを配して、いろは順に47首の琉歌が収録されている。資料が一部破損しているため、いくつかの歌は完全ではないが、01-01資料と同じ内容の琉歌が収録されていることがわかった。



#3-48 狂言 悪坊



『悪坊』は今回新たに翻刻する資料である。翻刻にあたっては国立国会図書館デジタルコレクション所蔵の江戸期版本（幸田露伴校『狂言全集』（1903年刊）、芳賀矢一校『狂言二十番』（1903年刊）、山脇和泉著『和泉流狂言大成』（1916-19年刊）、野村八良校『狂言記』（1925年刊）、芳賀矢一校『狂言五十番』（1926年刊）、笹野堅校『能狂言』（1942-45年刊））を参考にした。資料の一部に破損がみられるため、完全に内容を確認することができなかった。翻刻では、見せ消ち、ルビ、判読不明文字なども入力した。

現代語訳の入力作業は詞章が会話形式になっており、さらに分かち書きになっていなかったため、現代語訳ではそれぞれの詞章が会話形式になっていることがわかるように、役ごとの詞章を分かち書きにして示した。また、原本に残欠部分があったため、現代語訳については逐語訳とせず、内容を補うなど、大意を示した。



【史料概要】

資料名：『悪坊』

資料の作成年代：不明

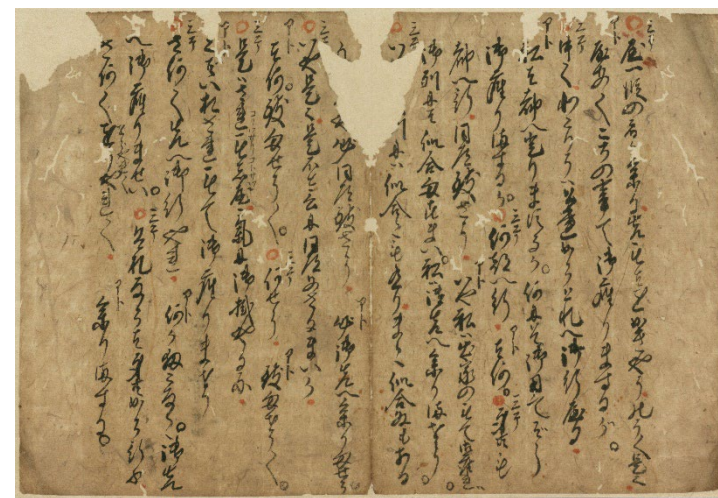
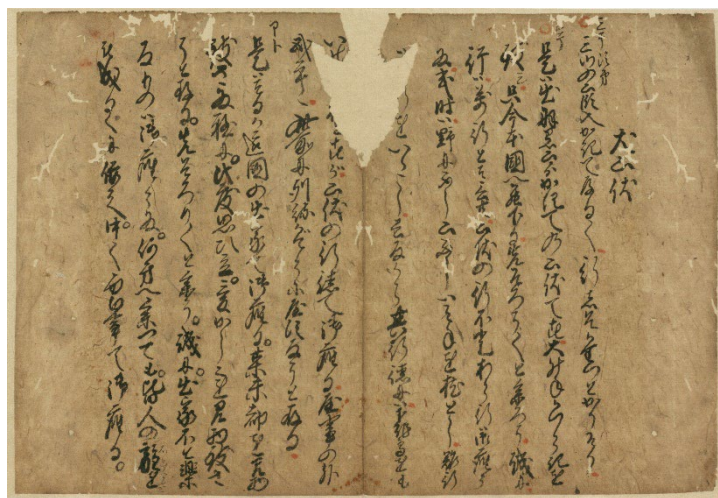
作者：不明

筆者：不明

資料の概要：本資料は狂言の台本である。管見の限り、沖縄県内で王国時代に書写された狂言台本はこれまで例がなく、王国時代の大和芸能の受容について大変重要な資料であることがいえる。欠落は多いが、おおむね全体の内容がうかがえる。翻刻に際して、国立国会図書館デジタルコレクション所蔵の江戸期版本（幸田露伴校『狂言全集』（1903年刊）、芳賀矢一校『狂言二十番』（1903年刊）、山脇和泉著『和泉流狂言大成』（1916-19年刊）、野村八良校『狂言記』（1925年刊）、芳賀矢一校『狂言五十番』（1926年刊）、笹野堅校『能狂言』（1942-45年刊））を参考にしたが、結果としては参考資料と内容が完全に一致しなかった。今後は薩摩や九州に伝播した狂言本などと比較し、同種の台本を同定する必要がある。



#3-56 狂言 犬山伏



『犬山伏』は今回新たに翻刻する資料である。翻刻にあたっては国立国会図書館デジタルコレクション所蔵の江戸期版本（幸田露伴校『狂言全集』（1903年刊）、芳賀矢一校『狂言二十番』（1903年刊）、山脇和泉著『和泉流狂言大成』（1916-19年刊）、野村八良校『狂言記』（1925年刊）、芳賀矢一校『狂言五十番』（1926年刊）、笹野堅校『能狂言』（1942-45年刊））を参考にした。資料の一部に破損がみられるため、完全に内容を確認することができなかった。翻刻では、見せ消ち、ルビ、判読不明文字なども入力した。

『犬山伏』は、詞章が会話形式になっており、さらに分かち書きになっていなかったため、現代語訳ではそれぞれの詞章が会話形式になっていることがわかるように、役ごとの詞章を分かち書きにして示した。また、原本に残欠部分があったため、現代語訳については逐語訳とせず、内容を補うなど、大意を示した。



【史料概要】

資料名：『犬山伏』

資料の作成年代：不明

作者：不明

筆者：不明

資料の概要：本資料は狂言の台本である。管見の限り、沖縄県内で王国時代に書写された狂言台本はこれまで例がなく、王国時代の大和芸能の受容について大変重要な資料であることがいえる。欠落は多いが、おおむね全体の内容がうかがえる。翻刻に際して、国立国会図書館デジタルコレクション所蔵の江戸期版本（幸田露伴校『狂言全集』（1903年刊）、芳賀矢一校『狂言二十番』（1903年刊）、山脇和泉著『和泉流狂言大成』（1916-19年刊）、野村八良校『狂言記』（1925年刊）、芳賀矢一校『狂言五十番』（1926年刊）、笹野堅校『能狂言』（1942-45年刊））を参考にしたが、結果としては参考資料と内容が完全に一致しなかった。また、内容の一部は「柿山伏」「禰宜山伏」と同じ部分があり、今後は薩摩や九州に伝播した狂言本などと比較し、同種の台本を同定する必要がある。「柿山伏」については近世初期すでに琉球に伝播していたことが指摘されているため、本資料の内容を精査する必要がある。

